

生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況

資料6

① 事業者への周知(最低賃金制度・助成金制度)

対応の方向性

- ・営業許可を行っている自治体における事業者向け講習会等の機会を利用した周知を行う
- ・営業許可等の際に窓口で個別に周知
- ・関係団体だけでなく、自治体の研修会等を通じた助成金制度の周知

対応状況

- ・平成28年度全国厚生労働関係部局長会議を開催(平成29年1月19,20日)し、最低賃金について周知の協力を依頼する旨、各都道府県等に連絡。(参考資料1ページ参照)

② 国民への周知

対応の方向性

- ・よりメッセージ性高く、ツイッター等を通じた更なる周知を図る
- ・従業員を始めとする国民が最低賃金違反を把握したときに相談する窓口(監督署等)を周知

対応状況

- ・平成29年1月に開設した厚生労働省食品安全情報ツイッターにて周知。(参考資料2ページ参照)今後も継続して発信する。

③ 経営相談支援事業と連携した支援

対応の方向性

- ・生活衛生関係営業指導センターと最低賃金総合相談支援センターが連携し、経営相談事業等を実施することにより、最低賃金引上げに向けた取り組みを支援

対応状況

- ・「生活衛生関係営業者の経営支援等に関する関係省庁連絡会議」を中小企業庁とともに開催し、具体的な体制整備について検討を行った

生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況

④ 補助金による支援(高付加価値化、低コスト化、従業員待遇改善、後継者育成、インバウンド対応)

対応の方向性

生産性向上等のために生活衛生同業組合や生活衛生同業組合連合会が行う取組への支援を行う

- ・高付加価値化、共同購入をするための体制構築等の検討
- ・標準的なキャリアパスの設定
- ・後継者確保のための取組
- ・生活衛生関係営業者による外国人受入対策

対応状況

・平成29年4月に発出予定の事業計画書の提出要領に、左記の事業が補助金の対象となる旨を明示し、生活衛生同業組合等に引き続き周知する

⑤ 経営力向上計画の認定と好事例の収集

対応の方向性

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を行う

※計画の認定を受けた事業者は、生産性を高めるための機械装置等を取得した場合の固定資産税の軽減措置(1/2)等の支援を受けることができる

対応状況

認定を行った事例を取りまとめ、今後、好事例を広く周知する。

(申請件数)

- ・旅館・ホテル業:41件
- ・外食・中食業:85件

(平成29年1月30日現在)

(参考資料3~5ページ参照)

生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況

⑥ 好事例の展開

対応の方向性

・飲食・宿泊業において生産性向上に成功した事例を取りまとめ、事例集を作成し、周知する

対応状況

経営力向上計画の認定事例や業務改善助成金を利用した事例等の好事例を取りまとめており、今後広く周知する。
(参考資料6～9ページ参照)

⑦ 飲食業・旅館業の振興指針の改正

対応の方向性

・5年に1度の改正において最低賃金の引き上げに向けた対応及び生産性向上への対応等を盛り込む(飲食業は平成29年度、旅館業は平成31年度に改正予定)

対応状況

飲食業における振興指針については、最低賃金の引き上げに向けた対応を盛り込む方向で改正。(平成29年度から施行予定)

※振興計画の認定を受けた組合の組合員は、振興計画に基づく事業に要する経費について、優遇金利で融資を受けられる
(参考資料10ページ参照)